

木質バイオマス利活用プラント整備事業 に係る住民訴訟が終結

■補助金返還に関する住民訴訟

平成20年度から22年度にかけて、グリーンケミカル㈱（以下「GC社」）が実施した木質バイオマス利活用プラント整備事業は、GC社の補助金不正受給が発覚したことから、平成26年11月に事業を中止し、市から国へ補助金2億3806万1169円を返還しました。

この補助金返還に関して、前市長へ損害賠償を請求するよう市に求める住民訴訟が、平成27年7月に提起されました。

■訴訟への対応と判決の確定

令和4年3月の第一審判決は、「補助金交付に違法性はない」との市の主張を認めませんでした。

市は第一審の判決を受け、事業実施や補助金交付に違法性、裁量権の逸脱・濫用がないことを主張するため、控訴しました。

本年1月の控訴審判決では、市の主張は認められず控訴が棄却され、第一審と同様の判決となったことから、市は最高裁判所への上告はしないこととしました。

一方で、補助参加人（※）である前市長が上告したことで、市が上告人となりました。

5月31日、最高裁判所の上告不受理決定により、原告の請求を認める判決が確定しました。

※ 補助参加とは、訴訟の結果に利害関係がある第三者が、当事者の一方を補助するため訴訟に参加すること。

■判決確定に基づく市の対応

住民訴訟の判決確定を受け、市は6月13日、地方自治法第242条の3の規定により、前市長に対して損害賠償請求を行いました。

7月28日の納期限後の対応についても、地方自治法などの関係法令に基づき手続きを進めていきます。

■問い合わせ

総務課総務法制係
☎0824・73・1123

安心・安全な毎日のために

2023年度

全国統一防火標語



火を消して
不安を消して
つなぐ未来

火の取り扱いに注意しましょう！

お盆を迎えるこれからの時季は、花火や墓参りなど、火を使用する機会が多くなります。また、庄原消防署管内では、たき火（枯草焼き）を原因とした火災が多く発生しています。

火の取り扱いには十分注意し、平穏なお盆を迎えましょう。

屋外で火を取り扱う時は？
次の事に注意しましょう！



▼消火器具を準備する。

（消火器や水バケツなど）

▼火を取り扱うときは、完全に火が消えるまで、絶対にその場を離れない。

▼燃えやすい物の近くで火を使わない。

9月1日は「防災の日」です！

この日は、大正12年に発生した関東大震災に由来して制定されました。また8月30日～9月5日は「防災週間」と定められています。

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4005

近年は、大雨による土砂災害や地震による大規模な災害が発生し、尊い人命や貴重な財産が失われています。

いつ発生するか分からない災害に備えるためには、日頃から「防災マップ」で避難場所や避難経路を確認する、非常用持ち出し品を用意しておくなどが大切です。

この機会に、職場や家庭で「防災」について話し合ってみましょう！

備えあれば憂いなし！

防災マップを確認しよう

防災マップを確認した

ことはありますか？



防災マップは、災害が発生した時、その影響が及ぶと想定される区域と、避難に関する情報を地図にまとめたものです。

災害から身を守るためには、住んでいる地域の危険箇所や避難場所などを、事前に把握することが大切です。また、住んでいる地域が危険な箇所に含まれていなくても安心しないで、災害時には早めに避難行動をとりましょう。

防災マップを活用し、家族や地域の人たちと、自分たちの地域がどんな区域に指定されているのか、この機会に確認してみてください。

防災マップはQRコードから

